5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Mikio Yoshioka Director-General of Hokuriku Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased
①　1 Small type rotary snow plow (1.5m class, exchange purchase)
②　18 Guidance equipments for snow removal, purchase
⑷　Delivery Period : 27 March, 2020
⑸　Delivery place : as in the tender documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
1) not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
2) ⑶①have Grade A, B or C on "Selling of products (Vehicles)" in Kanto・Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019／2020／2021 ⑶②have Grade A, B, C or D on "Selling of products (general and industrial equipment)" in Kanto・Koshinetsu Area or Tokai・Hokuriku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019／2020／2021
3) ⑶①have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of products concerned
4) ⑶①have proven to have prepared a system to provide rapid after sales service and maintenance for the products concerned
5) not be under suspension of nomination by Director General of Hokuriku Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening
6) acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.geps.go.jp/
7) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
8) obtained a bid manual from the person of ordering directly :
・Person who received tender explanation form from electronic procurement system
・Person who received from the orderer by CD-R or mail
9) other details, by the tender documentation
⑺　Time-limit for submission of certificate : 17 : 00, 14 November, 2019
⑻　Time-limit for tender : 17 : 00, 4 December 2019
⑼　Contact point for the notice : Junko Sakurai Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1 Misaki-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, 950―8801, Japan, TEL 025―280―8880 ex. 2536

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年10月15日
支出負担行為担当官
中部地方整備局長　勢田　昌功
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　国道22号一宮浅野電線共同溝ＰＦＩ事業
⑶　事業の対象となる公共施設等の種類　電線共同溝（道路法第２条第２項の７に定める電線共同溝（道路附属物））、道路（歩道、水路等）、道路附属物（道路照明等）
⑷　事業場所
自）愛知県一宮市島崎一丁目地先
至）愛知県一宮市緑五丁目地先
⑸　事業内容　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、落札者の提案に基づき、いわゆるＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式により、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の①調査・設計（調整マネジメント業務（設計段階）を含む。）、②工事（調整マネジメント業務（工事段階）を含む。）、③工事監理及び④維持管理（調整マネジメント業務（維持管理段階）を含む。）を包括的に実施するものである。
⑹　事業期間　事業契約締結日から令和31年３月31日まで。
2　競争参加資格
⑴　応募者の構成
①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。
③　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下、「ＳＰＣ」という。））を設立することを基本とする。
なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のア及びイの要件を全て満たす場合をいう。
ア　会計決算報告において、直近３期が債務超過でないこと。
イ　会計決算報告において、経常収支が３期連続で赤字でないこと。
④　上記③のＳＰＣの設立において、代表企業及び構成員はＳＰＣに出資すること。
また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
ア　代表企業及び構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。
イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、あらかじめ中部地方整備局の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
⑤　ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。
なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。
⑥　応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。
なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。
また、１⑸に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。
⑦　代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。
ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、中部地方整備局と協議するものとし、中部地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
⑧　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
⑨　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
⑩　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。